

消費者基本計画工程表の各施策の進捗状況について

平成 27 年 11 月 12 日
消費者庁消費者政策課

1 背景・趣旨

第 3 期の消費者基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1 年に 1 回は工程表を改定するほか、必要に応じて計画の改定を行うこととされている。

今般、今年度の工程表の改定に向けて、工程表に記載された施策について、年度央の進捗状況（※）を関係府省庁等へ照会した。

（※）原則として平成 27 年 9 月末時点の状況。現時点における年度内の予定を含む。

2 各施策の進捗状況の概要

丸数字レベルで 143 の施策があるところ、進捗状況を分類すると以下のとおり。

A 含まれる取組（注）のすべてに既に着手されているもの	106
B 1 含まれる取組（注）のすべての今年度中の取組予定が明確となっているもの ※一部着手済みの取組がある場合を含む。	22
B 2 含まれる取組（注）について、今年度中の取組予定が明確となっているものと明確でないものが混在しているもの	1
－ 不正行為に対する処分等、事前の予定を立てることが困難な取組（帯レベル）	18

（注）工程表において帯で示されているもの。不正行為に対する処分等、事前の予定を立てることが困難なものを除く。

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(1) 事故の未然防止のための取組	①身近な化学製品等に関する理解促進	身近な化学物質に関するガイドブック等の作成・配布や、疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の派遣【環境省、関係省庁等】					化学物質アドバイザーの派遣回数
		(KPIの現状) 化学物質アドバイザー:3回派遣					
	②家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	必要に応じて、製品群ごとに手引を作成又は改訂【厚生労働省】					(イ) 手引を作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (ロ) 家庭用化学製品による危害に関する消費生活相談の件数・内容
		(KPIの現状) (イ) 手引を作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数：0件 (ロ) 家庭用化学製品による危害に関する消費生活相談の件数・内容：0件					
	③住宅・宅地における事故の防止	住宅における事故の防止のための助言等の支援【国土交通省】					(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況
宅地造成に伴う災害の防止のためのマニュアル等の改訂【国土交通省】					(ロ) マニュアル等の改訂数		
(KPIの現状)		(イ) 188の特定行政庁において実施 (ロ) 1件					
④まつ毛エクステンションによる危害の防止	実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】					まつ毛エクステンションに係る被害件数	
	(KPIの現状) ・平成26年度中に各自治体(衛生主管部局)で把握した健康被害等の件数：246件(厚生労働省) ・事故情報データベースへのまつ毛エクステンションに関する事故情報登録件数(平成27年度発生)：53件(消費者庁)						
⑤子供の不慮の事故を防止するための取組	「子どもを事故から守る!プロジェクト」の展開、子供の不慮の事故のための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係省庁等】					「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況	
	(KPIの現状) 子ども安全メール登録者数(9/24配信分)：27,776件 子ども安全メール配信回数(平成27年4月から9月)：27回						

※数値の時点は、断りが無い限り、平成27年9月末である。

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑥危険ドラッグ対策の推進	<p><第四次薬物乱用防止五か年戦略等の推進> 【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、関係省庁等】</p>			<p><第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進> (P)</p>		<p>(イ) 国内外で流通が確認された危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定状況</p>
	<p>・危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定 ・医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底【厚生労働省】</p>					<p>(ロ) 危険ドラッグの取締り体制の強化状況</p>
	<p>危険ドラッグの取締り体制の強化【厚生労働省、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、海上保安庁】</p>					<p>(ハ) 調査を実施した通信販売サイト数、表示の是正要請した通信販売サイト数、行政処分した通信販売サイト運営事業者数</p>
	<p>特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）【消費者庁、警察庁、厚生労働省】</p>					<p>(ニ) 普及啓発活動の実施状況</p>
	<p>危険ドラッグの正しい知識の普及啓発【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】</p>					<p>(ホ) 薬物乱用防止教育の取組状況</p>
	<p>学校における薬物乱用防止教育の充実 【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>					<p>(ヘ) UNODC（国連薬物・犯罪事務所）が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況</p>
	<p>危険ドラッグに係る国際的な情報交換の推進【外務省】</p>					
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 平成27年4月から9月までに850物質を新たに指定薬物に指定した。</p> <p>(ロ) ・地方厚生局麻薬取締部において、平成27年上半期、医薬品医療機器法違反で69事件71名を検挙した（平成26年上半期は17事件23名）。厚生労働省において、水際の検査命令対応として、平成27年9月末時点で指定薬物相当の輸入品38物品の輸入通関を差し止め、そのうち11物品に検査命令を実施した（厚生労働省）。</p> <p>・平成27年度上半期中、危険ドラッグ関連事件を633事件、689人検挙した（平成26年上半期は127事件、144人）（警察庁）。</p> <p>(ハ) ・平成26年12月から平成27年9月の間、合計268サイトに削除要請を行い、214サイトを閉鎖に追い込んだ（厚労省）。</p> <p>・調査を実施したサイト数：137、表示の是正要請した通信販売サイト数：0、行政処分した通信販売サイト運営事業者数：0（消費者庁）</p> <p>(ニ) ・各種広報啓発活動の推進により、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた（警察庁）。</p> <p>・ウェブサイトや薬物乱用防止教室を通じた普及啓発を実施中（財務省）。</p> <p>・自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を図る（国土交通省）。</p> <p>・関係各府省と協力し、薬物の危険性・有害性や関係機関の相談窓口等の周知徹底等を図るとともに、ウェブサイトにおいて、危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。（消費者庁）</p> <p>・「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、刑事施設においては薬物依存離脱指導を計画的に実施しているが、同指導内容についての検討会を行い、薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図った。また、少年院においても、必要な対象者に薬物非行防止指導を実施しており、同指導の担当職員を対象にした集合研修を実施するなど、指導の充実を図った。</p> <p>“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～の一環として、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題等をテーマとした非行防止教室等を開催している。平成26年においては、非行防止教室を2,044件開催し、その一環として薬物乱用問題を取り扱った。平成27年の数値は平成28年2月頃把握できる予定（法務省）。</p> <p>(ホ) 薬物乱用防止教室の開催率 小学校：67.1%、中学校：82.8%、高等学校：81.3%、中等教育学校：77.6%</p> <p>(ヘ) 本年度の拠出額については最終調整中。</p>					

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
① 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	<p><事故情報の迅速かつ的確な収集・公表>【消費者庁、関係省庁等】 ※関係省庁等と連携の上、消費者庁が事故情報の一元的な収集等を行う。</p>					<p>(イ) 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知件数:1,537件(平成26年10月末)</p> <p>(ロ) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数:458件(平成26年10月末)</p> <p>(ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数:約5,000件(平成26年10月末)</p> <p>(ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数:約17,000件(平成26年10月末)</p> <p>(ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法に基づくものを除く。):9件(平成26年10月末)</p> <p>(ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条~第42条関係):0件(平成26年10月末)</p>
		消費者安全法に基づく消費者事故等の通知の収集・公表【消費者庁】					
		消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告の収集・公表【消費者庁】					
		事故情報データベースによる事故情報の一元的な収集・公表【消費者庁、関係省庁等】					
		第3期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】		事業の実施状況を踏まえ、継続的に医療機関ネットワーク事業を実施【消費者庁】			
		収集した事故情報を分析し、消費者への注意喚起等を実施【消費者庁、関係省庁等】					
		教育・保育施設等における事故の検証の在り方等について検討【内閣府、文部科学省、厚生労働省】					
		(KPIの現状)					
		(イ) 消費者事故等の通知件数:1,410件 (ロ) 重大製品事故の報告件数:418件 (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数:約3,800件 (ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数:約13,000件 (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法に基づくものを除く。):9件 (ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条~第42条関係):0件					
		② 緊急時における消費者の安全確保	・緊急事態等における政府一体となった迅速かつ適切な対応 ・毎年度関係省庁連携の緊急時対応訓練を実施【消費者庁、関係省庁等】				
(KPIの現状) 緊急時対応訓練の回数:0回(年度内に1回開催予定)							
③ リコール情報の周知強化	リコール情報の効果的な発信【消費者庁、関係省庁等】					(イ) リコール情報登録件数:2,487件(平成26年10月末) (ロ) メルマガ登録者数:6,747件(平成26年10月末) (ハ) 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数:約208万件(平成26年10月末)	
	地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進	改正消費者安全法の施行を踏まえ引き続き推進【消費者】					
	(KPIの現状)						
(イ) リコール情報登録件数:3,960件 (ロ) メルマガ登録者数:7,199件 (ハ) 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数:約374万件							

1 消費者の安全の確保

(2)消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
④製品安全に関する情報の周知	製品安全に関する情報を事業者、団体等と連携して消費者等に提供【経済産業省】					経済産業省、製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数（プレスリリース数等）
	<p>(KPIの現状)</p> <p>経済産業省や製品評価技術基盤機構のウェブサイトを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信。製品評価技術基盤機構では、経済産業省及び関係団体と協議を行い、毎月1回以上のプレスリリースを行っている。</p>					
⑤道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人交通安全環境研究所における技術検証の実施【国土交通省】					<p>(イ) 法令等の見直し状況：平成18年法令改正：平成23年通達改正</p> <p>(ロ) リコール届出件数：303件、リコール対象台数7,978,639台（全て平成25年度）</p>
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のため、平成27年6月に道路運送車両法を改正した。</p> <p>(ロ) リコール届出件数：355件、リコール対象台数：9,557,888台（全て平成26年度）</p>					
⑥高齢者向け住まいにおける安全の確保	事故発生防止・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】					ガイドラインに基づく自治体の指導指針における事故予防・対応に係る規定の追加状況
	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底【厚生労働省、国土交通省】					
<p>(KPIの現状)</p> <p>各都道府県等の指導指針の反映状況について現在集計中</p>						

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
<p>(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止</p>	① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施						事故等原因調査等の実施数、申出受付件数
		<p>(KPIの現状) 事故等原因調査等の実施数：10件、申出受付件数：183件 ※件数は、消費者安全調査委員会発足（H24年10月）以来の実績</p>					
	② 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止						<p>(イ) 技術基準の見直し</p> <p>(ロ) 調査結果の公表</p>
		<p>(KPIの現状) (イ) 昇降機等の点検項目の見直しに着手し、その他、昇降機等の技術基準の見直しを検討予定 (ロ) 調査結果（報告書）の公表：2件</p>					
	③ 国民生活センターにおける商品テストの実施						<p>地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率 目標値：100%</p>
		<p>(KPIの現状) 商品テスト依頼への対応率：100%</p>					
④ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等						<p>重大製品事故の報告件数 目標値：前年度比減</p>	
	<p>(KPIの現状) 現在集計中</p>						
⑤ 製品等の利用により生じた事故等の捜査等						<p>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数</p>	
	<p>(KPIの現状) 平成27年中に警察庁が製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対して通知した件数は、54件</p>						
⑥ 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整						<p>収集した火災情報の件数</p>	
	<p>(KPIの現状) ・製品の不具合により発生したと判断された火災：36件(平成27年1月～3月集計値)（消防庁） ・消費生活用製品による火災事故の件数や内容等について随時分析・集計中（経済産業省）</p>						

1 消費者の安全の確保
 (4) 食品の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I		
(4) 食品の安全性の確保	① 食品安全に関する関係省庁の連携の推進	食品安全の関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応 【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】					関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催状況 関係府省連絡会議：年度内2回開催 幹事会：原則毎週開催 リスクコミュニケーション担当者会議：隔週開催 リスク情報関係府省担当者会議：毎月開催		
		(KPIの現状) ・関係府省連絡会議（年2回）：10月27日（火）第1回会議を開催予定 ・幹事会：21回開催（週1回） ・リスクコミュニケーション担当者会議：12回（隔週1回） ・リスク情報関係府省担当者会議：6回（月1回）							
	② リスク評価機関としての機能強化	海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備の継続的実施 【食品安全委員会】					海外のリスク評価機関等との連携状況		
		(KPIの現状) 1 機関と協力覚書を締結							
	③ 食品安全に関するリスク管理	食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施 【厚生労働省】					(イ) 食品添加物の新規指定件数 (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数 (ハ) 食中毒事件発生件数 (ニ) 実態調査の実施件数 (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況		
		国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施 【農林水産省】 ※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。 実施時期は危害要因により異なる。							
		(KPIの現状) (イ) 食品添加物の新規指定件数：3件 (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数：28件 (ハ) 食中毒事件発生件数：976件 (ニ) 危害要因に関する実態調査の実施件数：24件 (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況：6本							

1 消費者の安全の確保
 (4) 食品の安全生の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	各年度、時宜に適ったテーマを選定し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】					意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度
	(KPIの現状) ・9月末までに開催したリスクコミュニケーション(計2回)のアンケート結果から見る理解度:97.1%(消費者庁・厚生労働省) ・意見交換会における参加者アンケート結果からみる参加者の理解度:91.9%(平成26年度)(食品安全委員会) ・意見交換会は10月以降実施予定(農林水産省)					
⑤ 輸入食品の安全性の確保	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の三段階の監視指導の実施【厚生労働省】 ※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画					輸入食品モニタリング検査目標達成率 目標値:100%
	在外公館の「食の安全」担当官による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働き掛け等の体制整備・維持【外務省】					
(KPIの現状) 平成26年度:103% ※輸入食品監視指導計画で定めた検査目標件数を超過して検査を実施したため、100%を超過した数値となっている。						
⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	関係府省庁等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施【消費者庁、関係府省庁等】 ※環境変化に応じて、理解増進の取組を見直し					(イ) 理解増進の取組見直しの実施状況
	地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援(検査)					
	「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の実施【消費者庁】					(ロ) 検査機器の貸与の状況
(KPIの現状) (イ) ・平成27年度中に「食品と放射能Q&A」を見直して公表予定。 ・消費者に最新の情報を届けるために定期的なリバイスを実施(来年2月目途に10版を公表予定)。 (ロ) 貸与台数:332台(242地方公共団体)						
⑦ 農業生産工程管理(GAP)の普及推進	<ガイドラインに則したGAPの普及推進> ウェブサイト等の活用による、ガイドラインに則したGAPに関する農業者や消費者等への普及啓発 「輸出用GAP等普及推進事業」による、ガイドラインに則したGAPの導入促					・GAPの導入産地、ガイドラインに則したGAPの導入産地:3,000産地 ・ガイドラインに則したGAPの導入産地:1,600産地(いずれも平成28年3月末時点)
	<協議会における議論> 『「日本再興戦略」改訂2014』を受けて設立する「GAPの在り方を見直す協議会(仮称)」におけるGAPの在り方の議論、農業者への取組拡大【農林水産					
(KPIの現状) (イ) 2,713産地(平成26年3月末時点) (ロ) 1,010産地(平成26年3月末時点)						

1 消費者の安全の確保
 (4) 食品の安全の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑧ 中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】 (HACCP：危害分析重要管理点) 					年間食品販売額1億～50億円の中小食品製造事業者のHACCP導入率 目標値：50% (平成35年度)
	(KPIの現状) 平成26年度：33.5% (平成26年度食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査結果)					
⑨ 食品のトレーサビリティの推進	米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】					(イ) 米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率(適正実施率(%)) = 100 - { (違反件数 / 立入検査件数) × 100 } (ロ) 食品トレーサビリティの取組状況
	「実践的なマニュアル」の内容拡充【農林水産省】					
	「実践的なマニュアル」を活用した普及推進活動の実	「実践的なマニュアル」(内容拡充版)を活用した普及推進活				
	(KPIの現状) (イ) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.6% (平成26年度) (農林水産省)。 ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：92.2% (※平成27年1月～6月分の集計値であり、違反件数には「産地情報伝達」に係るものを含んでいる。) (国税庁) (ロ) ・生産者における基礎トレーサビリティの取組率：70% (平成26年度) ・流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率：44% (平成26年度)					
⑩ 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	(引き続き食品関係企業における「コンプライアンス」の徹底を促進) ・食品事業者向けのマネジメント研修の開催 ・「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の周知・啓発【農林水産省】					食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：80% 改定率：80%
	(KPIの現状) 策定率：70%、改定率：60%					
⑪ 食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り【警察庁】					該当する事犯に対する取締状況
	(KPIの現状) ※平成27年上半期の取締り状況 ・食品衛生関係事犯：19事件(検挙人員26人) ・食品の産地等偽装表示事犯：5事件(検挙人員17人)					

1 消費者の安全の確保
 (4) 食品の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
	⑫流通食品への毒物混入事件への対処	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止【警察庁、関係省庁等】					関係行政機関との情報交換状況
		(KPIの現状) 平成27年中に発生した流通食品への毒物混入事件等はない。					

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	①景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】					(KPIの現状) 措置命令：2件	景品表示法に基づく措置命令・指導（都道府県によるものを含む。）、課徴金納付命令の運用状況
		課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】						
	②景品表示法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 講師派遣、説明会の開催 景品表示法に係るパンフレットの配布【消費者庁】 					(KPIの現状) （イ）平成27年度は、9月末までに景品表示法に係る主催説明会に講師派遣を41件行い、3,800人程度参加した。同法のパンフレットを約2,400部配布した。 （ロ）パンフレットを約2,400部配布した。	（イ）景品表示法に係る説明会の参加者数、主催説明会における参加者の理解度 （ロ）パンフレットの配布状況（配布箇所数等）
		違反事例の整理【消費者庁】						
		周知活動【消費者庁】						
	③公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費者庁、公正取引委員会】					(KPIの現状) （イ）研修会等の参加者数：約1,240人 （ロ）講師派遣実施率：11.75%	（イ）公正競争規約を運用する関連団体等が主催する研修会等の参加者数 （ロ）公正競争規約を運用する関連団体等への講師派遣実施率

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I		
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	①家庭用品の品質表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】					(イ) 説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける参加者の満足度 (ロ) 新絵表示の認知度		
		<洗濯絵表示の見直し関係> ・新絵表示の普及・啓発活動 ・運用マニュアルの改訂作業【消費者庁】							
		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 27年度 ・見直しの検討(現状調査、検討会の運営等) 27~28年度 ・政令、府令等の改正(品目関連) ・4つの規程の改正(表示関連) 【消費者庁】		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】				改正を見送った品目等の見直しの検討【消費者庁】	規程等の改正【消費者庁】
		(KPIの現状) (イ) 27年度上半期には16件の講師派遣を行った。「参考になった」等の感想があった。27年度下半期においてはアンケートを実施して満足度を集計する予定。 (ロ) 新しい洗濯表示に関するポスター、リーフレット・パンフレットを作成するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っているところである。							
②住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】					(イ) パンフレットの配布状況 (ロ) 住宅性能表示制度関連の講習会等の実施状況			
	(KPIの現状) (イ) パンフレット6,000部を住宅性能評価機関(約120機関)へ配布 (ロ) 講習会を平成28年3月に3回実施予定								
③省エネ性能表示の普及促進	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】					省エネ性能表示の普及活動実施状況			
	(KPIの現状) 省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中であり、平成27年10月から3月までに複数回を予定している。								
④特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】					指定建物錠の性能表示の検証の実施状況			
	(KPIの現状) 今年度中に、指定建物錠の性能表示についての検証を実施する予定								

2 表示の充実と信頼の確保

(2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑤医療機関のホームページによる情報提供	地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等を把握し、ガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】					・地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等
	地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】		新たな対策の周知【厚生労働省】			
	美容医療等に関する広告規制等のあり方について検討【厚生労働省】	検討結果を踏まえ、必要な対策を実施【厚生労働省】				
(KPIの現状) 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数（うち違反の恐れがあるものとして行政指導を要した件数） 2,030件（215件）／平成26年度 ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。						
⑥電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえた適切な広告表示の推進【総務省】					協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況
	(KPIの現状) 総務省が協議会におけるガイドライン改定審議をフォローアップするとともに、協議会においてガイドラインを踏まえた広告表示等の検証を実施する予定					

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	①新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発【消費者庁】					(イ) 食品表示制度の理解度 (ロ) 講演会参加者数
		食品表示法附則第19条の規定に基づく見直し検討【消費者庁】					
		実態を踏まえた個別課題（インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方など）の検討【消費者庁】					
		機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】					
		新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について		施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを実施【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】			
		(KPIの現状) (イ) 食品表示制度の理解度については、施行の状況を踏まえ、調査を実施予定 (ロ) 講習会参加者数：7,477名（全9回）					
	②いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	食品の機能性等を表示する制度（いわゆる健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】					事業者への措置件数（改善要請、指導、勧告及び命令）
		(KPIの現状) 改善要請件数：87事業者 （平成27年9月7日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成26年1月～平成27年3月）」）					
	③関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	<食品表示に関する関係法令の効果的な執行> 食品表示連絡会の実施等による関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援 【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】					(イ) 食品表示法に基づく措置の実施状況 (ロ) 食品表示連絡会議等、関係省庁が参集する会議の開催：食品表示連絡会議の開催5回（平成27年度～平成31年度（年1回開催めど））
<地域における関係機関の連携> ブロックレベル、都道府県レベルでの監視協議会の開催 【農林水産省、警察庁、国税庁、消費者庁】							
巡回調査の実施【農林水産省】							
DNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視【農林水産省】							
		(KPIの現状) (イ) 上半期の措置状況は11月、下半期は翌年5月にとりまとめ予定（食品表示法に基づく指示1件、指導122件（8月末での速報値）） (ロ) 食品表示連絡会議を平成27年10月27日に開催予定					

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
④米穀等の産地情報の伝達の適正化	<p><米トレーサビリティ法第4条、第8条に基づく違反行為への対応> 米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>					米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率
						$\text{適正実施率 (\%)} = 100 - \left\{ \frac{\text{違反件数}}{\text{立入検査件数}} \times 100 \right\}$
	<p>(KPIの現状) 米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：88.2%（平成26年度）（農林水産省） 米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：92.2% （※ 平成27年1月～6月分の集計値であり、違反件数には「取引記録の作成・保存」に係るものを含んでいる。）（国税庁）</p>					

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	①特定商取引法の執行強化	悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】					特定商取引法に基づく処分件数
		(KPIの現状) 業務停止命令：8件、指示：5件					
	②特定商取引法の見直し	消費者委員会における審議	(法改正を行う場合) 法案国会提出	悪質性や緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁、経済産業省】			見直しに係る検討の進捗状況
		(KPIの現状) 平成27年3月から8月まで、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会で11回の審議が行われ、中間整理が行われた。					
	③特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	<ul style="list-style-type: none"> 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の執行状況の把握 法執行の状況を踏まえた必要な体制の強化 法執行の状況を踏まえた必要な制度の改正【消費者庁、関係省庁等】 					法執行の状況を踏まえた必要な執行体制強化又は制度改正の状況
	(KPIの現状) 執行状況把握のため、関係省庁等へ調査を依頼中						
④消費者契約法の見直し	消費者委員会における審議	法案の検討／国会提出	(改正法案が国会で成立した場合は、施行に向けた) 周知・啓発活動の実施【消費者庁、法務省】			消費者契約法に関連する消費生活相談の件数 ・販売方法に関する相談件数 448,000件(平成29年度)(相談件数約5%減) ・契約・解約に関する相談件数 630,000件(平成29年度)(相談件数約5%減)	
	(KPIの現状) 国民生活センターの公表資料(現時点では未公表)を踏まえ、今後、確認する予定						
⑤消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	消費者安全法の規定に基づく通知、注意喚起、勧告等【消費者庁、関係省庁等】					消費者安全法に基づく注意喚起等の措置件数	
	(KPIの現状) 消費者安全法第38条の規定に基づく、 通知件数：4,724件、注意喚起：3件、勧告：0件(平成27年9月末現在)						

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑥高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p><成年後見制度等による高齢者・障害者の権利擁護の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が、成年後見制度の利用が有効と認められるケースにおいて、適切に後見申立て等を実施 ・成年後見制度の利用が必要な低所得高齢者や障害者が、同制度を利用することができるよう、市町村が成年後見制度利用支援事業を活用 ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保等ができるよう市町村が成年後見制度法人後見支援事業を活用【厚生労働省】 					<p>(イ) 成年後見制度利用支援事業実施状況／成年後見制度法人後見支援事業実施状況 → 100%</p> <p>(ロ) 成年後見制度利用支援事業実施市区町村数 → 増加</p>
	<p><介護職員に対する成年後見制度等の知識の普及></p> <p>継続的に実施【厚生労働省】</p>					
	<p><制度の周知></p> <p>地方公共団体が実施する成年後見制度の周知【消費者庁】</p> <p>※毎年度、周知方法等について見直し</p>					
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)</p> <p>【高齢者分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業実施状況／成年後見制度法人後見支援事業実施状況 : 75.2% (平成26年4月1日現在) <p>【障害者分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業実施状況 : 78% (平成26年4月1日現在) <p>(ロ) 成年後見制度法人後見支援事業実施状況 : 12% (平成26年4月1日現在)</p>					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	①電気通信サービスに係る消費者保護の推進	電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組推進（継続的に実施）【総務省】					電気通信サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況
		電気通信サービス分野における制度改正の実施【総務省】					
		(KPIの現状) ・平成27年5月に電気通信事業法の一部を改正する法律案が成立・公布された。 ・ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGにおいて政省令、告示、ガイドライン整備のための検討の実施 ・電気通信サービスに関する苦情相談処理体制、期間拘束・自動更新付契約、試用サービス等に関する事業者の取組を取りまとめ ・期間拘束・自動更新付契約の在り方に係る「方向性」の公表 ・11の地方局において平成27年度上半期消費者支援連絡会を開催					
②有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	有料放送サービス分野における制度改正の実施【総務省】	有料放送サービスについて、整備された消費者保護制度の適切な運用【総務省】					有料放送サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況
		(KPIの現状) 平成27年5月に電気通信事業法の一部を改正する法律が成立・公布され、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に向け、政省令、告示、ガイドライン整備のための検討を実施					
③詐欺的な事案に対する対応		<無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】					(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数）
		<詐欺的商法による新たな消費者被害への対応> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等					
		(KPIの現状) ※数値は、情報件数については平成27年8月末時点、その他については同9月末時点のもの (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：9,140件 (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：2件 (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表件数：14件					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
④投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数
	(KPIの現状) 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：1社					
⑤金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】					投資運用等ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえた制度見直しの検討状況
	(KPIの現状) 第189回国会にて金融商品取引法を改正（27年6月公布）。施行に向け、政令・内閣府令等の改正案を検討中。					
⑥安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	法令改正等に係る審議・検討					法令及びガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
	業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等【経済産業省】					
(KPIの現状) 関係事業者の法令の遵守を徹底させるため、業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等を行っているところ。 また、2015年7月にとりまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書を踏まえ、割賦販売法の見直し作業を進めているところ。 さらに、一般社団法人日本クレジット協会等の関係業界団体等で構成されている「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、カード番号等の漏洩防止、決済端末のIC化の推進、EC取引における本人認証の普及に向けた対応策等について検討を進め、2015年7月に中間論点整理を行った。年度内に具体的な方策等のとりまとめを予定。						
⑦商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組の徹底【経済産業省、農林水産省】					商品先物取引に関する苦情受付件数 ・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ平成26年度と比較して減少させる
	(KPIの現状) 平成27年4月～9月（括弧内は前年同期） 苦情相談件数： ・経済産業省（消費者相談室）：約20件（23件） ・農林水産省：1件（1件） 取引高：約1,270万枚（約980万枚）※東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の合算 ※参考：消費生活センターにおける相談件数：52件					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑧ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	<p><民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト掲載等による周知 ・一般消費者向けにインターネットテレビによる賃貸住宅の入退去に係る留意点の注意喚起【国土交通省】 					<p>(イ) ガイドライン等の周知及び注意喚起の実施状況（ウェブサイト等への掲載、インターネットテレビによる注意喚起の状況、民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体等の職員を対象とした研修会への参加人数）</p>
	<p>民法改正に関する周知【国土交通省】</p>					
⑧ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	<p><家賃債務保証に係る賃借人の居住の安定を図るための取組の検討></p> <p>アンケート等による家賃債務保証会社の利用に関する定期的な実態把握、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や賃借人の居住の安定を図るために必要な取組の検討、実施【国土交通省】</p>					<p>(ロ) 民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数</p> <p>(ハ) 実態把握及び必要な取組の検討の実施状況（定期的な実態把握、必要な取組の継続的な検討、実施）</p>
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」を国土交通省HPに掲載。政府インターネットテレビでは「まずは、当事者間で締結した契約が優先されるため、契約書をよく読んで理解した上で契約することが大切」である旨等を周知する動画を掲載している。 ・研修会実施予定（平成28年1～3月） ・家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適性な実施に当たっての注意喚起を行った。 <p>(ロ) 「賃貸住宅」に関する相談件数（調査時期：平成28年2月予定）</p> <p>(ハ) ・居住支援協議会による賃借人の居住の安定を図るための取組を検討するに当たり、家賃債務保証の業界団体から業務の実態について、ヒアリングを実施する予定。</p> <p>※居住支援協議会：住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るために地方公共団体や関係団体等で組織され、住宅相談や住宅の紹介等の居住支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適性な実施に当たっての注意喚起を行った。 					
⑨ 住宅リフォーム等における消費者保護	<p><住宅リフォーム工事及び既存住宅売買等のトラブルに関する消費者保護></p> <p>ガイドブック及びパンフレット等による消費者への情報提供</p> <p>リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実【国土交通省】</p>					消費者への情報提供の実施状況
	建設業法改正法（見積書の交付義務）の周知【国土交通省】	<p>リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策の検討【国土交通省】</p>				
	<p><リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供></p> <p>各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録</p>					
	<p><住宅リフォーム事業者団体登録制度の着実な運用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体の登録を実施 ・団体による研修の実施及び相談窓口の設置・運用 					
<p>(KPIの現状)</p> <p>住宅瑕疵担保責任保険法人への登録事業者及び登録住宅リフォーム事業者団体をウェブサイトで公表中</p>						

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑩高齢者向け住まいにおける消費者保護	老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】					・未届施設に対する地方公共団体の指導状況（指導の実施率）
	前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】					
(KPIの現状)						
指導の実績率を現在集計中 ※都道府県等に対して「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を実施しており、未届施設の数や、指導状況等について調査を実施しているところ。						
⑪美容医療サービス等の消費者被害防止	地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数を把握し、指針等の効果を検証【厚生労働省】					・地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数等
	地方公共団体に対する指針等の継続的な周知、指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携【厚生労働省】		新たな対策の周知【厚生労働省】			
	美容医療サービス等において適切なインフォームド・コンセントが実施されるように新たな取組を検討【厚生労働省】	検討結果を踏まえ、必要な対策を実施【厚生労働省】				
(KPIの現状)						
地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数（うち違反の恐れがあるものとして行政指導を要した件数）：2,260件（55件）／平成26年度 ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。						
⑫警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	<警備業者に対する指導監督の継続実施> ・各都道府県において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施 ・違反業者に対する行政処分の実施【警察庁] <関係機関との連携> ・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱					警備業者への指導状況
	(KPIの現状)					
年報において数値を確定（平成28年6月頃の見込み） （参考：平成26年行政処分288件）						

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
	⑬ 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）の運用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施 ・違反業者に対する検挙・行政処分の実施 <p>【警察庁】</p>					探偵業者への指導状況
		<p>(KPIの現状)</p> <p>年報において数値を確定（平成28年6月頃の見込み）（参考：平成26年行政処分49件）</p>					
	⑭ リスクの高い取引に関する注意喚起	<p>リスクの高い取引に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施【消費者庁】</p>					注意喚起の実施状況
		<p>(KPIの現状)</p> <p>5月に消費者庁と国民生活センターから商品先物に関する注意喚起を実施</p>					

3 適正な取引の実現

(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁】					特定商取引法に基づく処分件数 目標値：引き続き、消費者被害の多い通信販売取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。
		(KPIの現状) 改善指導：457件					
	② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用【総務省、消費者庁】					警告メール（行政指導）の件数及び措置命令（行政処分）の件数
		(KPIの現状) 警告メール（行政指導）：約1,700件 措置命令（行政処分）：6件					
	③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	迷惑メール追放に向けた調査端末で受信した迷惑メールの違法性の確認、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知【総務省】					送信元プロバイダへの通知件数
(KPIの現状) 送信元プロバイダへの通知件数：約8,700件							
④ インターネット上の消費者トラブルへの対応	調査結果等を活用した消費者への注意喚起等【消費者庁、関係省庁等】 ※最新のインターネット技術・サービス及びそれらを巡る消費者トラブルの動向を踏まえ、テーマを選定・実施					注意喚起等の実施状況	
	インターネット消費者取引連絡会の開催等【消費者庁、関係省庁等】 ※インターネット消費者トラブル等の動向を踏まえ、テーマを設定						
	(KPIの現状) 消費者に向けた注意喚起等を年度中に実施する予定						
⑤ 電子商取引環境整備に資するルール整備	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】					「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況	
	(KPIの現状) 平成27年4月27日に改訂を実施						

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
		特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
		金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
(KPIの現状) ※平成27年1～8月の取締状況							
・ 架空請求詐欺：589件（検挙人員421人） ・ 金融商品等取引名目の特殊詐欺：243件（検挙人員240人）							
② 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】					悪質商法事犯の取締状況	
	(KPIの現状) ※平成27年度上半期						
・ 利殖勧誘事犯：21事件（検挙人員69人） ・ 特定商取引等事犯：83事件（検挙人員131人）							
③ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】					情報提供、解約要請等の実施状況	
	(KPIの現状) ※平成27年度上半期						
・ 生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供件数：1万6,288件 ・ 携帯電話契約者確認の求めを行った件数：4,983件							
④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等	
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。						
	(KPIの現状)						
・ ICキャッシュカード対応ATMの全体のATMに占める割合：93.0%（154,930台） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.1%（81,811台） ・ ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（1,225金融機関） ・ 生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：20.8%（289金融機関） ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.9%（1,278金融機関） ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：91.7%（1,098金融機関）							

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑤ ヤミ金融事犯の取締りの推進	ヤミ金融事犯の徹底した取締り、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】					ヤミ金融事犯の取締り状況
	(KPIの現状) ※平成27年度上半期 ヤミ金融事犯事犯：201事件（検挙人員266人）					
⑥ フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】					フィッシング事犯の取締り及び情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等の実施状況
	(KPIの現状) ・「フィッシング」行為（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反））の検挙件数：年報において数値を確定（平成28年3月頃の見込み）（参考：平成26年検挙件数8件（警察庁）） ・都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している（警察庁）。 ・フィッシングに関するニュースや緊急情報等を39件発信（経産省）。 ・迷惑メール対策推進協議会のHPで「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表するとともに、技術的対策の普及促進を実施（総務省）。					
⑦ ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施【警察庁】					海外の偽サイト等に関するURL情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供
	(KPIの現状) ※平成27年上半期 ウイルス対策ソフト事業者等へ情報を提供：1,322件					
⑧ インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】					インターネットオークションに係る犯罪の取締り及び犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起の実施状況
	(KPIの現状) インターネットオークション詐欺の検挙件数（27年上半期）：143件 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。					
⑨ 模倣品被害の防止	模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】					(イ) 模倣品被害の取締り状況 (ロ) 取引関係者への協力依頼の状況
	(KPIの現状)（平成27年上半期の取締り状況） (イ) ・商標権侵害事犯：154事件（検挙人員226人） ・著作権侵害事犯：129事件（検挙人員150人） ・輸入差止件数は：16,367件 ・輸入差止点数：392,229点 (ロ) ・模倣品を扱っている可能性のあるインターネット通信販売サイト146について特定商取引法の遵守状況を調査。うち、4件に改善指導を実施（消費者庁） ・ブランド権利者等に対して、悪質な海外ウェブサイトに関する情報提供を依頼している（消費者庁）。 ・政府模倣品・海賊版対策総合窓口寄せられる消費者等からの模倣品等に関する情報（情報提供件数（平成26年：1,292）について、関係省庁及び主要なECサイト運営者等に定期的に共有（経済産業省）。					

3 適正な取引の実現
 (5) 規格・計量の適正化

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 規格・計量の適正化	① J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加 					標準化セミナー及び消費者代表の参加した J I S 開発審議の開催状況
		(KPIの現状) <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を6カ所で開催。 ・消費生活技術専門委員会など14の委員会を合計23回開催。 					
	② 新たな J A S 規格等の検討	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大等に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた J A S 規格等の検討 【農林水産省】 ※毎年度、消費者ニーズに則した商品動向や食品加工技術の向上等を考慮し、J A S 規格の制定・見直し等を行う。					新たな J A S 規格等の検討状況
		(KPIの現状) 民間企業と J A S 規格化に向けた検討を行う事業を7月に委託契約し、その後、検討委員会を1回開催したところ。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	①消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえた記述を盛り込む。					「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの報告書提供数	
		(KPIの現状) ・報告書提供先：2,189か所 ・報告書提供数：2,317冊						
	②消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】					「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数	
		(KPIの現状) ・報告書提供先：2,189か所 ・報告書提供数：2,317冊						
	③消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえて調査項目を見直し。					(イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数	
		消費者被害額の推計【消費者庁】 ※推計方法については、必要に応じて見直し。						
		その他の調査の適宜実施【消費者庁】						
		(KPIの現状) (イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数：3.0万件 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数：72.5万件						
	④審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】					消費者の意見を代表する者の選任人数又は選任割合	
		消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁】						
			消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】					
			(KPIの現状) 内閣府世論調査で消費者代表者の考え方を調査するとともに、関連する審議会等の範囲の考え方を整理中。今年度中には調査予定。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
		(KPIの現状) 内閣府世論調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成27年9月実施）					
	②地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 手法等の検討状況 (ハ) 研修実施状況
		消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の支援【消費者庁、関係省庁等】					
地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】							
国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】							
(KPIの現状) (イ) 消費者教育推進計画の策定：30都道府県 消費者教育推進地域協議会の設置：38都道府県 (ロ) 消費者教育推進会議において検討中 (ハ) 消費者教育推進のための研修：6コース（国民生活センター）							
③「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等	・消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 ・必要に応じた基本方針の変更【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】			次期基本方針の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】		基本方針の検討・変更の状況	
	(KPIの現状) 消費者教育推進会議において現行基本方針の実施状況を把握（9月以降順次ヒアリング等により把握）						
④消費者教育に使用される教材等の整備	消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集【消費者庁】					ポータルサイトのアクセス数	
	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】						
	(KPIの現状) アクセス数：3,717,579件（9月末現在）						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑤教育行政 (学校教育・社会教育)と 消費者行政の 連携・協働 (基礎的な情報 の整備と体制 作り)	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査【文部科学省】					(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) イメージマップ活用度調査 (ハ) 国民生活センターでの研修実績
	25年度調査 普及・啓発					
	28年度調査 企画・設計	調査実施	集計・現状課題 等の分析	普及・啓発		
				31年度調査 企画・設計	調査実施	
	調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的实践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部					
	地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】					
(KPIの現状)						
(イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：38都道府県						
(ロ) 会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手						
(ハ) 消費者教育推進のための研修：6コース（参加者数：280人）						
⑥学校における 消費者教育 の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
	消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
	副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					
(KPIの現状)						
(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人						
(ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：49.9%（平成25年度）						
(ハ) ・4大学で関係団体と連携した授業を実施（金融庁） ・1,287件の講座を開催（総務省）。						
(ニ) 平成27年度の消費者教育フェスタは10月18日、平成28年1月25日、平成28年2月23日に実施予定						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】					(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人 (ハ) コーディネーター育成状況 (ニ) 消費生活サポーター数 (ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果39.9%からの増加 (ヘ) 担当省庁による支援の状況
	地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。					
	教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施、実践者向け手引や教材の活用促進等）【文部科学省】					
	関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】					
	(KPIの現状)					
	(イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：38都道府県 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成26年度実績） 小学校：138人、中学校：142人、高等学校：114人 (ハ)（今年から）現況調査において調査実施 (ニ) 現況調査において調査実施 (ホ) 28年度に調査実施 (ヘ) ・金融に関する出前講座を実施（金融庁） ・消費者セミナー23回、独占禁止法教室：44回、一日公正取引委員会：3回（公正取引委員会） ・各地における消費者教育講座に講師として職員を派遣：4回（消費者庁） ・1,287件の講座を開催（総務省）。					
⑧家庭における消費者教育	消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。【消費者庁】					・ポータルサイトのアクセス数
	消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】					
	(KPIの現状) 消費者教育ポータルサイトアクセス数：3,717,579件					
⑨事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】					・ポータルサイトの掲載数
	事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】					
	(KPIの現状) 消費者教育ポータルサイト掲載数：175件（うち平成27年4月から9月に2件掲載）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑩持続可能な開発のための教育の推進	倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】					研究会の開催状況
	(KPIの現状) 調査研究会を3回実施					
⑪金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 金融経済教育用教材の作成・配布 学校や地域で開催される講座等への講師派遣 金融サービス利用に伴うトラブル発生未然防止などに向けた事前相談の実施【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】 					「家計の金融行動に関する世論調査」(金融広報中央委員会)における生活設計策定の有無 目標：26年調査結果37.3%からの増加
	(KPIの現状) 生活設計策定の有無：37.3% (26年調査結果)					
⑫法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組(法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等)の実施【法務省】					法教育推進協議会の開催状況
	(KPIの現状) 法教育推進協議会の開催実績：1回					
⑬各種リサイクル法の普及啓発	見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】					各種リサイクル法に関する認知度の向上
	実施内容の見直しによる更なる改善 (KPIの現状) ・中長期的な普及啓発戦略の策定するための考え方を整理中(環境省) ・資源循環ハンドブック2015を5,000部作成し、関係機関等に配布(経済産業省)					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
⑭食品ロス削減国民運動 (NO-FOODLOSS PROJECT) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】 ・ウェブサイト専用ページの更新 ・パンフレットの作成及び地方公共団体や関係団体等への提供 【消費者庁】 					(イ) 消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度 平成31年度 80.0% (平成25年 64.5%) (ロ) 食品ロス発生量の抑制	
	消費者意識基本調査に設問を設けることによる、「食品ロス」の認知度の毎年度調査【消費者庁】						
	食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組の推進及び情報提供【農林水産省】						
	家庭から発生する食品廃棄物の発生量及び再生利用量等の調査、自治体の優良事例等の情報提供 (状況の変化等を踏まえ、調査事項や情報提供事項等について見直しを行う)【環境省】						
	食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】	食品ロス削減国民運動での活用					
	(KPIの現状) (イ) 消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度 平成26年度68.6% (ロ) 商慣習見直しに向けた検討等の取組を推進 (農林水産省) (参考) 家庭系食品ロス発生量 312万トン(平成24年度) (環境省) 事業系食品ロス発生量 331万トン(平成24年度) (農林水産省)						
⑮食育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】 第2次計画 第3次計画 ※第2次食育推進基本計画の計画期間は平成27年度まで。					食育推進基本計画の推進状況 (イ) 教材の作成・配布の状況 (ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上 平成27年度 27% (平成25年度 15%) (ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合の向上 平成30年度 35% (平成25年度 37%)	
	学校における食育を推進するための教材の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】						
	分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】						
	食や農林水産業への理解を深める取組の推進 (農林漁業体験等)【農林水産省】						
	(KPIの現状) (イ) 平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成中 (ロ) 食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査を実施 (11月) し、今年度中には把握予定 (ハ) 食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査を実施 (11月) し、今年度中には把握予定						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	①消費者団体等との連携及び支援等						(イ) 消費者団体等との意見交換の場を通じた意見・政策提言の把握等の状況 (ロ) 地域の消費者団体によるネットワークの構築状況
		(KPIの現状) (イ) 消費者団体等との意見交換の場を今年度は4回開催予定(9月末までに2回開催)。 (ロ) 地方の消費者団体との意見交換を実施。(4月から9月までに21回実施)					
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	②消費者志向経営の推進に向けた方策の検討と情報提供等						(イ) 消費者志向経営を促進する方策の検討状況(意見交換・検討の場を通じた課題の把握等) (ロ) 事業者等への情報提供等の状況(情報提供を行った回数、情報提供を行った事業社数等) (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況(意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等)
		(KPIの現状) (イ) 8月に検討会を立ち上げ、消費者志向経営の意義について議論、検討会の下にワーキンググループを設置し、評価の視点について議論を行った(検討会1回、WG2回)。 (ロ) 事業者等へ情報提供の状況(情報提供を行った回数) ・リーフレット等の作成・配布数 : 27種類 ・説明会・意見交換会の開催回数 : 51回 ・講演依頼への対応回数 : 113回 (ハ) データの利活用等を通じた消費者志向経営の推進に資する方策の調査・検討を開始した。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
③公益通報者保護制度の推進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】					(イ) 法の認知度 (大企業労働者、 中小企業労働者) 平成29年度 43%、34% (約5 ポイント増、平成 24年度 37%、 29%) (ロ) 通報窓口の 整備 (中小企業、 市区町村) 平成29年度 45%、57% (約5 ポイント増、40% (平成24年度)、 52% (平成25年 度)) (ハ) ガイドライ ンの主要項目への 準拠状況 (事業 者) 平成29年度 35% (約5ポイント 増、平成24年度 30%)
	制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等【消費者庁】					
	検討結果を踏まえた必要な措置の実施【消費者庁】					
	(KPIの現状) 現状について把握するため、今年度中に行政機関向け調査及び民間事業者向け調査を実施する予定					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	①競争政策の強力な実施のための各種対応	<p>価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】</p>					<p>法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況</p>
		<p>(KPIの現状) 延べ2名の事業者団体に対して2件の法的措置を実施。また、125件の企業結合審査を実施。</p>					
	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p><公共料金における中長期的課題の検討、実施> 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p>					<p>公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性の状況</p>
		<p><決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保> 電気の小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>			
		<p>(KPIの現状) ・消費者委員会の「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」において、関西電力の再値上認可申請について審査を行うため、平成27年4月に大阪において、意見交換会を開催するなど、消費者参画のための取組を行った(消費者委員会)。 ・家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(H27.5)及び公共料金等専門調査会(H27.6及び8)における審議を通じて、料金の適正性の確保について検討を行った(消費者委員会)。 ・以下の公共料金の決定にあたり、関係省庁と調整の上、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し了承を得ることによって、料金適正性を確保 ①関西電力の電気料金再値上げ認可申請 ②NTT東西の基準料金指数の設定(消費者庁)</p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	①低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	<p>低炭素社会作りに向けた国民運動「Fun to Share」を推進し、企業・団体・個人の賛同数の拡大及び認知率向上の具体的な施策の実施【環境省】</p>					<p>賛同状況や施策の実施状況等を踏まえた見直しを行い、低炭素社会作りに向けた国民運動「Fun to Share」を更に推進する具体的な施策を深化・発展【環境省】</p>	<p>(イ) ウェブサイト「Fun to Share」のアクセス（平成26年12月、1日当たり平均アクセス数約6,600）</p> <p>(ロ) 国民運動「Fun to Share」への賛同数（宣言数）（平成27年3月現在約4,400）</p>
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) ウェブサイト「Fun to Share」のアクセス数：約4,200（平成27年4～9月、1日当たり平均アクセス） ※季節性のある低炭素アクションもあるため、時期によってアクセス数に変動あり。</p> <p>(ロ) 国民運動「Fun to Share」への賛同数（宣言数）：約6,200</p>						
	②循環型社会形成に向けた情報提供事業	<p><ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」による情報提供> サイトを1か月に1回程度更新することによる3Rの普及啓発、サイトの適時改善【環境省】 ※毎年度、3Rを念頭におきつつも、若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p>					<p>ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」の更新回数、アクセス数（1日当たり平均600回）</p>	
		<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新回数：4回 アクセス数：1日当たり平均約200回程度（平成27年4～9月、1日当たり平均アクセス） 						
	③循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	<p>毎年10月の3R推進月間における「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施、「3R推進全国大会」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」の後援、関係機関の意見を踏まえた改善【環境省、経済産業省】 ※毎年度、各地の地域特性を踏まえた実効的なイベントやキャンペーンを検討し、実施する。</p>					<p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3R促進ポスターコンクールへの応募数 現状維持 （平成26年度 47都道府県、47社（55,064店舗）、応募数10,289件）</p>	
		<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境にやさしい買い物キャンペーン」（予定） 参加都道府県数：47、流通業者等の数：46社（56,990店舗）（環境省、経済産業省） 3R促進ポスターコンクール 応募数：8,987件（環境省） 						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
 (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
④経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	<事業者による自主的な取組と多様な主体の連携・協働の促進> 先進的・模範的な取組事例の収集等及び「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せた普及、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進、事業者間及び多様な主体間の連携・協働の促進【環境省】 ※毎年度、取り組み事例の収集等、事業者等に対する調査を行い、その時々					(イ) 生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数 (ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数
	<「生きものマークガイドブック」を利用した国民理解の促進> 事例集及び活用のための手引きの提供を通じた、農林水産業と生物多様性の関係に関する国民理解の促進【農林水産省】					
	(KPIの現状) (イ) 生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数 平成27年3月現在 : 509団体 (毎年3月更新予定) (ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数 : 1回 (今後、農林水産省主催の爽りのフェスティバル等複数のイベント等で出展予定。)					
⑤有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	<消費者理解に向けた施策の展開> 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】					消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況
	<有機農業推進法等> 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】					
	<有機JAS制度における表示の適正化及び啓発> ウェブサイト、パンフレット等による、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】 国内での生産実態を踏まえた現行の有機JAS規格の見直し (平成28年度) 【農林水産省】					
	生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの作成【農林水産省】	<ソフトウェアの提供> 生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】 既に有機JAS認定を取得している生産者への有機JAS認定の申請予定者への提供【農林水産省】				
	(KPIの現状) 1. ①生産者、流通・販売業者等との意見交換を実施(7月)。 ②環境保全型農業推進コンクールを実施予定。 ③今年度中にマッチングフェア及び有機農業の啓発を図るセミナーを開催予定。 2. ウェブサイト等を利用した有機JAS制度に関する啓発、有機JAS規格の見直し及び生産行程管理記録作成のためのソフトウェアの作成について実施中。					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、 苦情処理及び紛争解決の促進	①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行	消費者裁判手続特例法の政令・内閣府令／ガイドラインの公布等【消費者庁】	消費者裁判手続特例法の施行【消費者庁】				(イ) 適格消費者団体の認知度 平成32年度30% (平成27年1月16.0%) (ロ) 消費者団体訴訟制度の認知度 平成32年度40% (平成27年1月28.6%) (ハ) 消費者裁判手続特例法に基づき事業者が現実に弁済した総額 (ニ) 景品表示法に基づき納付された課徴金の額及び実施予定返金措置計画に基づき消費者に返金された額の合計額
		制度の周知・広報【消費者庁】					
		適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討会の開催【消費者庁】	検討結果を踏まえた支援策の実施【消費者庁】				
			消費者裁判手続特例法や景品表示法の施行状況を踏まえ加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討【消費者庁】				
		(KPIの現状) (イ) 28年度以降に測定する予定 (ロ) 27年度以降に測定する予定 (ハ) 法の施行前であるため平成27年度中の測定は不可能 (ニ) 法の施行前であるため平成27年度中の測定は不可能					
	②製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	論点別に裁判例を抽出・整理・公表【消費者庁、関係省庁等】	裁判例の収録の拡充を図る【消費者庁、関係省庁等】				収録内容の更新回数 目標：毎年1回
		(KPIの現状) 0回（年度内に更新予定）					
	③消費者に関する法的トラブルの解決	<関係機関・団体との連携・協力関係の構築> ・消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等【法務省】				(イ) 情報提供業務多重債務問題等コールセンター問合せ件数、事故情報データベースへの登録件数 (ロ) 民事法律扶助業務（多重債務問題援助開始決定件数）、民事法律扶助業務（多重債務問題法律相談援助件数）	
		<民事法律扶助業務の周知> ・日本司法支援センターウェブサイト、パンフレットによる民事法律扶助業務の周知【法務省】					
		(KPIの現状) ※平成27年4月～8月、平成27年10月4日現在速報値 (イ) 情報提供業務 多重債務問題等コールセンター問い合わせ件数（8月末時点）：134,930件（うち、金銭の借り入れ17,247件）、事故情報データベースへの登録については、平成27年度分を翌年度当初に一括して登録する予定（現時点では未登録） (ロ) 民事法律扶助業務（多重債務問題援助開始決定件数：24,108件）、民事法律扶助業務（多重債務問題法律相談援助件数：41,372件）					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
④消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）の実施	国民生活センター紛争解決委員会による和解の仲介等の実施、その結果の概要の公表及び他の消費者紛争のADR機関との連携【消費者庁】					国民生活センターにおけるADRの実施状況
	(KPIの現状) 件数は、平成27年4月から7月までの合計 ・申請件数：54件 ・手続終了件数：64件					
⑤金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】					(イ) 指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数) (ロ) 金融トラブル連絡調整協議会の開催(10回)(平成27年度～平成31年度(年2回開催目処))
	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】 (KPIの現状) (イ) 苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況は集計中 (ロ) 金融トラブル連絡調整協議会を6月に開催(平成27年度)					
⑥商品先物ADR制度の円滑な運営	紛争の迅速な解決及び制度の周知【経済産業省、農林水産省】					商品先物取引協会の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数)
	(KPIの現状) ※平成27年4月～9月(括弧内は前年同期) ・苦情処理手続：11件(14件) ・紛争解決手続：10件(9件)					
⑦住宅トラブルに関する紛争処理	・住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅のADRの実施 ・リフォームトラブルを含む相談の受付 ・建設工事の請負契約に関するADRの実施【国土交通省】					(イ) ADR及びリフォームトラブル相談の実施状況 (ロ) 研修会の実施状況 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で開催
	民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体の職員等を対象とした研修会を通じた関係者間の情報共有【国土交通省】 民法改正に関する周知【国土交通省】 (KPIの現状) (イ) 住宅紛争審査会では対象となる新築住宅に関するADRを、建設工事紛争審査会では建設工事の請負契約に関するADRを受付中。また、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、リフォームに関する相談を受付中。 (ロ) 研修会開催予定都市 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市、金沢市で計8回(東京2回)開催					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】					被害者からの返金申請の状況
	(KPIの現状) 109億円(被害者への返金額(平成27年9月までの累計))					
⑨多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 ・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供 ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消 ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】					(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
	(KPIの現状) (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数: 13万人(平成27年8月末時点) (ロ) 消費生活相談の件数: 平成27年度12,356(平成27年9月30日登録分まで)					
⑩自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく、相談窓口の充実等、総合的な自殺対策の強化【内閣府】 ※現行の自殺総合対策大綱(平成24年8月閣議決定)は、おおむね5年を目途に見直すこととされている。					自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) 平成28年 19.4人(平成25年20.7人)
	(KPIの現状) 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数): 19.5(平成26年1月から12月)					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	① 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	「基本的計画」の見直し【内閣府、関係省庁等】 基本計画に基づく、青少年のインターネット利用環境整備のための施策の総合的かつ効果的な推進【内閣府、関係省庁等】					「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況
		(KPIの現状) 「第2次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しを行った（平成27年7月）。現在、第3次基本計画に基づいて、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を実施中					
	② 個人情報保護法制の周知	説明会の開催、広報資料の作成等による周知・啓発【消費者庁】					個人情報保護法に関する説明会の開催状況（開催場所、参加者数、肯定的評価の割合）
		(KPIの現状) 本年9月から12月にかけて「個人情報保護法に関する説明会」を開催し、参加者数、参加者の評価等を集計予定					
③ パーソナルデータの利活用に関する制度改正	法律の審議状況・施行に関する状況を踏まえた各施策の実施【内閣官房、消費者庁、総務省、経済産業省、関係省庁等】					法案の審議状況等を踏まえた施策の実施状況	
	(KPIの現状) ・平成27年9月に個人情報保護法等改正法案が成立（内閣官房、内閣府、消費者庁及び財務省共同協議） ・政令、規則等の作成に向けて内容を検討中（内閣官房等） ・改正法案の成立後からは個人情報保護法の説明会において改正法の説明も行っているところ（消費者庁）。 ・個人情報保護法の改正案の検討に協力し、改正案の成立後からは中小企業向けの説明会を実施しているところ（経産省）。 ・調査結果の共有に向けて、関係事業者と調整中（総務省）。						
④ マイナンバー制度の周知と適正な運用等	・マイナンバー制度の円滑な導入・定着に向けた周知・広報活動 ・特定個人情報の適正な取扱いを確保するためのガイドライン等の保護措置の周知・啓発、行政機関等が実施する特定個人情報保護評価制度の推進【内閣府、特定個人情報保護委員会、関係省庁等】					マイナンバー制度の円滑な運用及び適正な取扱い確保に関する説明会等の広報の実施状況	
	(KPIの現状) ・マイナンバー制度に関する説明会開催実績：264回（27年1月から9月末までの累計） ・新聞記事下広告：2回（27年8月） ・ガイドライン説明会実績：223回（27年4月から9月末までの累計）						

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	①越境消費者トラブルへの対応の強化						越境消費者トラブルに関する相談対応状況及び海外連携機関数
		国民生活センターにおける越境消費者トラブルの相談体制整備					
	(KPIの現状)	海外機関との更なる連携強化・拡大【消費者庁】 ※越境消費者トラブルに関する消費者からの相談状況を踏まえ、優先的に対応が必要とされる国・地域の機関を連携候補先として選定					(KPIの現状) ・海外連携機関数：8機関（9月末時点） ・相談件数：2,118件
②在留外国人の相談に対する体制の強化						消費生活センターにおける在留外国人からの相談への対応状況	
	地方消費者行政推進交付金の活用等による、消費生活センターにおける在留外国人に対する消費生活相談体制の強化【消費者庁】						
③二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等の実施						二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話等の実施状況	
	二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等の実施						
④東南アジア諸国の消費者法制の整備・運用の支援						プロジェクトの進捗状況	
	諸外国への技術協力（ベトナム消費者保護行政強化プロジェクト）【消費者庁、外務省】						
(KPIの現状)	ASEAN各国等が参加するアジア消費者政策フォーラムに参加し、各国と意見交換等を行った。					(KPIの現状) ・競争庁と地方担当部局の合計20人に本邦研修実施 ・消費者デーに合わせて3か所合計320人向けに啓発セミナーを実施し、参加者の93.7%から「とても良い」「良い」評価を獲得（外務省） ・平成27年4月及び5月に現地へ赴き、プロジェクトの作業方針等について意見調整を実施し、その後も調整を実施中（消費者庁）	

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑤経済協力開発機構（OECD）消費者政策委員会等の国際会議への積極的な参画	OECD消費者政策委員会等の国際会議への積極的な参画【消費者庁、外務省、関係省庁等】 ※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化					国際会議への参画状況
	(KPIの現状) 平成27年度は、第89回OECD消費者政策委員会、第10回OECD製品安全作業部会に参加。					
⑥消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）等を通じた消費者保護関係機関との国際的な連携	ICPEN会合への参画や加盟している消費者保護関係機関による「インターネット・スウィープ」への参加による消費者保護関係機関との国際的な連携の強化【消費者庁、関係省庁等】 ※時宜にかなった消費者問題に対処するため、取り扱うテーマ、取組内容、プロジェクト等は変化					消費者保護関係機関との国際的な連携の状況
	(KPIの現状) 4月にICPENの本会合に出席、5月にはICPENが推奨する「詐欺防止月間」を実施。					

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化擁護・増進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化	①消費者行政体制の更なる整備等(所管法律の点検・評価及び他の法律への関与の在り方等の検討・措置)	所管法律の点検、評価及び他の法律への関与の在り方等の検討・措置【消費者庁】 ※毎年度、消費者行政体制の更なる整備について点検・評価を実施					点検、評価及び検討の取組状況
		(KPIの現状) ・平成27年9月4日に「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し、現在は内閣府が所管している消費者問題に関する事項の総合調整事務を消費者庁に移管。(平成28年4月1日に施行予定) ・平成26年度の消費者庁の政策を評価し政策評価書を公表。結果を踏まえ、消費者行政の体制整備のための予算要求、機構定員要求を実施。					
	②消費者庁における国際担当の体制強化	国際業務対応強化のための体制整備【消費者庁】 庁内国際担当者間の連携強化【消費者庁】					体制整備の状況及び連携強化の取組状況
		(KPIの現状) 平成28年度機構・定員(国際室長及び増員)を要求中					
	③消費者委員会の事務局体制の充実・強化等	事務局体制の充実・強化【内閣府】					消費者委員会の意見表明及びこれに関するフォローアップの実施状況
消費者委員会による資料の提出の要求等、消費者庁を始め関係省庁による迅速かつ適切な対応 消費者委員会が建議等の意見表明を行った施策に関する実施状況のフォローアップ【内閣府、関係省庁等】							
(KPIの現状) 建議3件、意見表明2件、「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に係るフォローアップを実施							
④国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	国民生活センターによる経路相談の強化、お昼の消費生活相談及び「消費者ホットライン」を通じた消費生活センター等のバックアップ【消費者庁】					相談支援の実施状況	
	(KPIの現状) ・相談受付件数 6,727件(経路相談件数 3,587件、平日バックアップ相談件数 1,663件、お昼の消費生活相談件数 1,477件)(10月13日までのPI0-NET登録分)						
⑤消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化	機動的な消費者政策担当課長会議の開催【消費者庁、関係省庁】 ※開催時期やその時々課題踏まえ、議題を設定					関係省庁の連携状況	
	(KPIの現状) 消費者政策担当課長会議を1回開催(平成27年9月)						

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化擁護・増進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
⑥消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	「昇任時相談窓口等体験研修」の実施【消費者庁、人事院】					研修の実施状況
	(KPIの現状) 業務体験研修(1日間)の第1期目(9月28日から10月30日まで)を実施中(受講者数:31人)					
⑦消費者からの情報・相談の受付体制の充実	受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】 各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】					各窓口での情報・相談の受付・対応状況
	(KPIの現状) 各窓口での情報・相談の受付体制の拡充検討状況を調査予定					

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 地方における体制整備	①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	地方公共団体（被災自治体を含む。）への支援【消費者庁、関係省庁等】					<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口未設置自治体数、消費生活センター数、消費生活相談員の配置割合・資格保有率・研修参加率、適格消費者団体の設立状況 雇い止め地方公共団体の解消
		雇い止めの見直しを含めた、消費生活相談員の処遇改善の働き掛け【消費者庁、関係省庁等】					
		地方公共団体、関係機関への制度の周知【消費者庁、関係省庁等】	<ul style="list-style-type: none"> 改正消費者安全法の円滑な施行 庁内連携の推進、相談業務の広域連携業務の広域連携【消費者庁、関係省庁等】 取組状況や好事例の収集、提供【消費者庁】 				
		消費生活相談員資格試験制度の周知【消費者庁】	消費生活相談員資格試験制度の運用（改正消費者安全法の施行）【消費者庁】				
(KPIの現状)							
平成27年4月1日時点の数値の公表に向けて現在精査中							
②地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）	地域における見守りに関する先進事例の収集、提供【消費者庁】					消費者安全確保地域協議会の設置状況	
	地方公共団体、関係機関への制度の周知【消費者庁、関係省庁等】	<ul style="list-style-type: none"> <改正消費者安全法の円滑な施行> 消費者安全確保地域協議会の設立支援 消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援【消費者庁、関係省庁等】 					
	(KPIの現状)						
改正消費者安全法は平成28年4月1日施行のため未設置							
③地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	消費者行政ブロック会議等による情報等の共有【消費者庁、関係省庁等】 ※毎年度、その時々消費者行政の動向について情報共有					会議等の実施状況	
	(KPIの現状)						
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県消費者行政担当課長会議実施済み（4月） 消費者行政ブロック会議（6会議中2会議実施済み） 							
④都道府県における法執行強化	法執行担当者研修の実施【消費者庁】					研修、連絡会議等の実施状況	
	地方からの研修員受入れ等による人材強化【消費者庁】						
	連絡会議等を通じた国と都道府県との連携【消費者庁】						
	(KPIの現状)						
法令執行担当者研修（年2回）実施済み（4月は96人、9月は94人参加）							

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
⑤「消費者ホットライン」の運用	<p>「消費者ホットライン」の3桁化【消費者庁】</p> <p>「消費者ホットライン」の周知【消費者庁、関係省庁等】</p>					消費者ホットラインの3桁化とその周知状況
	<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3桁化運用開始（平成27年7月1日） ・消費者庁ホームページへの掲載、啓発チラシの作成・配布、各種会議での周知。 					
⑥消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談の誘導	<p>消費生活以外の相談窓口へ誘導先となる消費者相談窓口を周知【消費者庁、関係省庁等】</p>					消費者相談窓口の周知状況
	<p>消費者ホットライン3桁化に伴う再周知</p> <p>(KPIの現状)</p> <p>消費生活相談窓口の周知方法について検討中</p>					
⑦消費生活相談情報の活用	<p>刷新作業【消費者庁】</p> <p>国民生活センターによる次期PIONEETの運用（平成27年10月開始）【消費者庁】</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・PIONEETへの平均登録日数 27年度 21.1日 28年度以降10日 ・年間運用経費の削減度合い 27年度 704千円削減 28年度以降 22,401千円削減
	<p>国民生活センターと連携した国の行政機関によるPIONEET利用の推進、PIONEETを活用して事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有の推進【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>(KPIの現状)</p> <p>PIONEETへの平均登録日数：23.8日（システム刷新前。新システムの稼働は10月から）</p>					
⑧国民生活センター相模原事務所研修施設での研修の実施	<p>国民生活センター相模原事務所研修施設を活用した事例検討型・参加体験型の研修の実施【消費者庁】</p>					研修開催状況
	<p>(KPIの現状)</p> <p>研修コース数 33コース（平成27年4月から9月実施分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政職員研修：7コース、366人 ・消費生活相談員研修：15コース、1,056人 ・消費者教育推進のための研修：6コース、280人 ・企業職員研修：5コース、242人 					